

令和4年度 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業
ATブランド力向上事業の企画提案を公募します

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 事業名

令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 ATブランド力向上事業

2. 事業目的

北海道は、恵まれた自然環境とそれを存分に体感することができるアクティビティ、豊かな大地と四方を海に囲まれた地域ならではの「食」の魅力、雄大な自然が織りなす風景や温泉等ATにかかわる様々なコンテンツが存在することから、ATの適地として他県と比較してもその可能性は非常に高い。また、2023年9月のATWS2023開催を契機に全国でATの機運が高まることが予想される一方、北海道内におけるATの認知度は必ずしも高いとは言えない現状から北海道内におけるATの認知度向上が大きな課題となっている。この課題を解決するためにATに関わる各団体が一堂に集いAT商品造成の一助とすること、北海道のATの魅力や体験アクティビティ情報を道内外に向けて広く発信することで、北海道のATブランド力向上を当事業の目的とする。

3. 応募方法

募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。

4. 今後のスケジュール（予定）

6月13日（月）	公示
6月20日（月）	企画提案の参加表明期限
7月4日（月）	企画提案書の提出期限
7月7日（木）	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は5日（火）に書類による予備審査、7日（木）に上位3位の事業者の本審査（ヒアリング審査）を行う
7月中旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施

5. 問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 岩田 昌之
Email: m_iwata@visithkd.or.jp TEL 011-206-6951

以上

令和4年度 誘客促進・需要喚起による北海道観光再興事業
ATブランド力向上事業
企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業目的

北海道は、恵まれた自然環境とそれを存分に体感することができるアクティビティ、豊かな大地と四方を海に囲まれた地域ならではの「食」の魅力、雄大な自然が織りなす風景や温泉等ATにかかわる様々なコンテンツが存在することから、ATの適地として他県と比較してもその可能性は非常に高い。

また、2023年9月のATWS2023開催を契機に全国でATの機運が高まることが予想される一方、北海道内におけるATの認知度は必ずしも高いとは言えない現状から北海道内におけるATの認知度向上が大きな課題となっている。この課題を解決するためにATに関わる各団体が一堂に集いAT商品造成の一助とすること、北海道のATの魅力や体験アクティビティ情報を道内外に向けて広く発信することで、北海道のATブランド力向上を当事業の目的とする。

2. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること

(1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。

① 民間企業

② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人

③ その他の法人、又は法人以外の団体等

(2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと

(3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること

(4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること

(5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

4. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※新型コロナウイルス感染拡大により、委託業務の内容および予算上限額について、変更又は事業が中止になる場合がある。その場合、観光機構と提案者の双方の協議により提案内容の変更を行うことがある。

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間：契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

(2) 業務スケジュール

- 6月13日(月) 公示
6月20日(月) 企画提案の参加表明期限
7月4日(月) 企画提案書の提出期限
7月7日(木) 審査会(ヒアリング審査)の実施(予定)
※4社以上応募の場合は5日(火)に書類による予備審査、7日(木)に上位3位の事業者の本審査(ヒアリング審査)を行う
7月中旬 本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施
1月31日(火) 事業実績報告書の提出
※事業説明会は行いません。不明な点がある場合は、15. 事業問合せ先までご連絡ください。

7. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 道内向けAT機運醸成プロモーション

道民向けにATを周知し、道内ATへの興味関心を高めることを目的として、民間事業者主催のイベントに協力する。

協力方法の概要は下記のとおり

- ・ 民間事業者の主催するATを体験するイベント(2回を予定)に対して、北海道知事認定ガイドを派遣すること。
- ・ 派遣するガイドは、観光機構と協議のうえ決定すること。
- ・ イベント主催者と連携し、派遣するガイドへ案内を行うこと。

(2) AT商談会の実施

2023年のグリーンシーズンのATに関わる商品造成に向けた商談会を実施する。

名称:『北海道アドベンチャートラベル商談会』とすること

時期:令和4年11月末日までに開催すること

対象:(セラー)道内体験アクティビティ事業者、観光協会、市町村自治体
(バイヤー)道内旅行会社、道外旅行会社、メディアなど

規模:(セラー)70団体以上

(バイヤー)30事業者以上

商談:商談時間を4時間、1商談15分とする。

※マッチング商談会を基本とするが、自由商談の時間も設けること。

※コロナ感染症予防対策を講じること。

※会場に来ることが出来ないバイヤーのために、オンラインブースを設置すること。

※セラーおよびバイヤーへのアンケートを実施すること。

※KPIを設定すること。

(3) WEBサイト更新

「旅して体験!北海道」WEBサイトの更新を行うこと。<http://www.hokkaido-taiken.jp/>

- ・ 北海道知事認定アウトドアガイド所属、北海道知事認定アウトドア事業者検索ページの更新業務。北海道体験観光協議会と連携し、当サイト掲載のガイド情報の追加、修正、削除を行う。

(4) 業務進捗報告

- ・ 事業受託期間内は、毎月末までに当月の事業進捗状況を必ず報告すること。

(5) 地域及び事業者への協力依頼

可能な限り地域の関係者や事業者の協力(プレスリリースによる無料パブリシティ等)を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(6) その他

上記以外に、当事業の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(7) 上記(1)~(6)の業務遂行にかかる計画の策定

(8) 上記(1)~(6)の業務にかかる進行管理

(9) 事業実績報告書及び成果物の提出

納品期限:事業期間終了まで

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和4年6月20日(月)15:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 AT推進部 岩田 昌之 m_iwata@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容(企画提案事項)」に係る企画提案事項を記載すること。
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする(A4用紙1枚程度)。

③ 実施スケジュール(企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する) 執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること(定型書式は別添のとおり)

⑦ 見積書(参考見積り)

- ・ 押印不要(企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する)
- ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4判 5部(社名あり1部、社名なし4部)

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和4年7月4日(月)15:00(厳守)

(5) 提出場所

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
(公社)北海道観光振興機構 AT推進部
担当:岩田 昌之 TEL 011-206-6951

10. 選定基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・ 指示内容が十分理解されているか。
- ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・ 効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

11. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。
- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) ヒアリングはZoomでの参加を可とする。
- (11) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。
- (3) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染対策を遵守した企画・運営を行うこと。

14. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階
北海道経済部観光局観光振興課内
公益社団法人 北海道観光振興機構
AT推進部 岩田 昌之 m_iwata@visithkd.or.jp
TEL 011-206-6951

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 AT ブランド力向上事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和4年度 アドベンチャートラベル推進事業 AT ブランド力向上事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) _____
- (2) _____
- (3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

